

# 新たな知の拠点づくりへの提言

平成30年10月

新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議

## 新たな知の拠点に期待する

古い話ですが、1950年の映画『格子なき図書館』には、千葉県が誇る移動図書館ひかり号が登場します。県立図書館の職員が、海辺の村にまで出かけて行って、資料提供を行う様子を見ることができますが、市町村立図書館がじゅうぶん整備されていなかった時代の県立図書館による全域サービスを追求するひとつの形がここにあり、当時は大変高価だったに違いない本を手にする喜び、あるいは本を介して知識を得る喜びが溢れています。

今日の県立図書館はもちろん当時とは全く違う状況に置かれていますが、市町村立図書館が充実していない自治体や学校への支援に熱心に取り組んできたのが千葉県立図書館だったと言えます。従って、その延長として、市町村立図書館の支援、学校支援、あるいは今日の公共図書館にとっての共通課題といえる課題解決支援を行うのは当然のことでしょう。

しかし、もしそれだけであれば、この地方財政が厳しい時代に新しい施設を整備することについて、県民の皆さんに納得していただけないのではないのでしょうか。支援という言葉は美しいですが、そこには往々にして主体はありません。県立図書館には主体として何をするのが求められていると思います。

私は、今回の有識者会議の主査を引き受けるにあたり、自分たちの分かっている範囲で図書館を安易に論じるのではなく、「図書館は何のために存在するのか」という意識を背景とした本質的な議論をする必要があると考えました。昨年度まとめられた県立図書館の基本構想の具体化のために、知識基盤社会と言われるこれからのデジタル社会において、あるいは、「Society5.0」と言われる社会が出現する中で、どのような知の拠点が必要なのか、場所を有し、コンテンツを有し、そして専門家集団を有する県立図書館がどのようなことを主体的にすべきなのか、県立図書館が知の拠点たるにはどうあるべきなのか、他の機関とどのような連携をしながらどのような機能を果たすべきなのか。

これらのことを、図書館について知見を有する方々と一緒に考えようということで、これまで3回にわたり議論を重ね、本日「提言」というかたちでひとつのまとめをお示しすることとしました。このようなまとめができたのは、ひとえ

に委員のみなさんの、ご経験に裏打ちされた優れた洞察のおかげと言えます。改めて感謝申し上げます。

残念ながら、日本には、それをフォローすれば素晴らしい県立図書館ができるというようなモデルは存在していません。誰かの言うとおりにやればそういったものができるということもありません。だからこそ、「県立図書館なんて何のために要るのだ」という人たちにも耳を傾けてもらえるような、真摯な、そして俯瞰的な議論を重ねることだけが、今後30年、あるいは50年を耐えうる県立図書館、知の拠点を作る基礎となると信じてきました。新しい県立図書館建設に関わる方々には、この議論を踏まえて、これまでの県立図書館の価値を改めて発見するとともに、新しい価値を作り出していきたいと思えます。

県立中央図書館には、その昔移動図書館サービスで使われていた、図書を収納する古い木箱が今でも残っているはずです。これを車に積み、あるいは担いで県民に本を届けたかつての図書館員のDNAは今でも残っているに違いありません。このDNAを今日の社会状況に合う形で花開かせることができることを期待して、巻頭の言葉とします。

新たな「知の拠点」づくり有識者会議 主査

千葉大学 竹内 比呂也

# 目次

第1 千葉県の新たな知の拠点づくりを目指して	
－新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議からの提言－	5
第2 これまでの経緯	6
1 国の方向性	6
2 千葉県の現状と課題	7
3 千葉県立図書館の現状と課題	8
4 千葉県立図書館基本構想の策定	9
5 千葉県文書館の現状と課題	10
第3 新たな知の拠点の基本的な考え方	11
1 誰もが千葉県の文化情報資源に容易にアクセスできる 情報基盤システムの整備	11
2 来る人の期待が高まるシンボルエリアの形成	12
3 知の創造と循環を促すための様々な活動の展開	12
4 知の拠点を演出する専門家集団の編成	13
第4 新たな知の拠点におけるサービスについて	14
第5 新たな知の拠点づくりに向けた基盤整備	16
1 組織体制の考え方	16
2 取り扱うコンテンツの考え方	16
3 システム構築の考え方	17
(1) 基本的な機能	17
(2) 文化情報資源の活用促進のための機能	18
4 施設・設備に関する考え方	18
新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議設置要綱	19
新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議委員名簿	21

## 第1 千葉県の新たな知の拠点づくりを目指して—新たな「知の拠点」 づくり有識者検討会議からの提言—

千葉県では、平成30年1月に「千葉県立図書館基本構想」（以下、「基本構想」）を策定し、県立図書館を「光り輝く千葉県を目指す知の拠点」と位置付けました。知識と情報が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会において、県立図書館の役割と機能を新たにしていこうと目指しています。

この基本構想を実現するため、平成30年度にはさまざまな角度から調査・分析・検討を行い、各方面から意見聴取を行う一環として、新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議（以下、「有識者検討会議」）が設置されました。会議での検討の結果、「新たな知の拠点」は従来の図書館資料に限らず、広く千葉県の文化情報資源を扱う拠点を目指すべきである、という方向が見いだされました。ここでいう文化情報資源とは、書籍等の出版刊行物や古文書、公文書、博物資料といった従来図書館、文書館、博物館が取り扱ってきた資料のみならず、人々の文化的知的活動の成果として生み出されたものでありながらこれまではこれらの機関で取り扱うとは必ずしも考えられてこなかった資料、社会のデジタル化の進展によって、新たに県民の活用できる資源として捉えることが可能になった資料や情報等までを含んでいます。

こうした方向性の具体化を示すものとして、有識者検討会議として「新たな知の拠点づくりへの提言」をとりまとめました。

## 第2 これまでの経緯

### 1 国の方向性

我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によると平成 27 年（2015 年）から平成 77 年（2065 年）までの 50 年間で 7 割程度に減少することが見込まれています。

このような厳しい社会環境のもとで、将来にわたって成長力を確保し、力強い産業と文化の発展、国民一人一人の充実した心豊かな生活を実現するために、国は次のような方針を打ち出しています。

#### 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」<sup>1</sup>

- 地方における安定した雇用を創出する
- 地方への新しいひとの流れをつくる
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

#### 「知的財産戦略ビジョン」<sup>2</sup>

- 価値デザイン社会へ
- 脱平均で価値を生み出すチャレンジをする人材・組織の育成・集積と彼らが力を発揮してイノベーションを生みやすい場の提供
- 技術・データ・コンテンツ等知的資産（人を含む）の柔軟な交流や共有を促し、価値を拡大する仕組みの構築
- 世界に共有される価値や感性の持続的な生産・発信・展開

#### 国全体の分野横断統合ポータルとしての「ジャパンサーチ」構築

- 分野・地域を超えて日本の知識を集約するデジタルアーカイブ（デジタルアーカイブジャパン）を構築することにより、教育・防災・ビジネスへの利活用を期待
- コンテンツのメタデータ（目録、所在情報等）を共有できる「分野横断統合ポータル」を構築するとともに、オープンなデジタルコンテンツを増やし、デジ

<sup>1</sup> 2017 年改訂版 平成 29 年 12 月 22 日改訂

<sup>2</sup> 知的財産戦略本部 平成 30 年 6 月 12 日

タルアーカイブの利活用を促進し、様々な用途でデジタルアーカイブが利活用される社会、すなわちデジタルアーカイブ社会を実現

**「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」<sup>3</sup>**

- 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援——国民の「学ぶ意欲」を支える
- 社会全体の教育力の向上——学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

## 2 千葉県の現状と課題

本県の現状と課題は、千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」（平成 29 年 10 月策定）、「明日のちばを創る！産業振興ビジョン」（平成 26 年 3 月策定）、「第 2 次ちば文化振興計画」（平成 28 年 3 月策定）及び「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（平成 27 年 2 月策定）等によれば、次のように整理されています。

### **人口減少・少子高齢化への対応**

- 日本全体の人口が減少傾向にあることから、本県の人口も中長期的には減少する見込み
- 本県の高齢者人口の割合（65 歳以上の人口の割合）は平成 27 年（2015 年）の 25.9%から平成 32 年（2020 年）には 28.6%、平成 37 年（2025 年）には 30.0%、平成 42 年（2030 年）には 31.5%と急速に高まっていく予想

### **経済・社会のグローバル化への対応と産業振興**

- 各産業における世界規模での競争の激化、研究開発型企業や新たなビジネスモデルによる事業展開、多文化共生社会の実現等
- 多様かつ重層的な産業構造の形成、強くてしなやかな産業への転換、交通インフラや産業集積地域の強みを活かした産業振興の推進、新たな付加価値の追求と地域活性化等

### **安全・安心・治安**

- 暮らしの安全・安心の確立、医療・福祉対策の推進等

### **環境保全・持続可能性**

<sup>3</sup> 中央教育審議会 平成 20 年 2 月 19 日

- 循環型社会の構築、豊かな自然環境の保全等

#### 価値観やライフスタイルの多様化

- 移住・定住の促進等

#### ICTの進展とIoT・AIの普及など

- IoTやAIなどの戦略的活用等

#### 地方財政・地方分権

- 県民等との連携・協働、分権型社会を担う市町村の自主性・自立性向上等

#### 文化振興（「第2次ちば文化振興計画」）

- 文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり
- 地域文化の保存・継承・活用による地域づくり
- ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出
- 総合的な推進のための支援・連携体制の構築
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上

#### 教育・人づくり（「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」）

- 確かな学力の育成、キャリア教育の充実、グローバル化に対応する能力の育成、幼児教育の充実、特別支援教育の推進、地域コミュニティの形成、学びのセーフティネットの構築等

### 3 千葉県立図書館の現状と課題

このような現状と課題のもと、平成29年度千葉県生涯学習審議会及び千葉県社会教育委員会では、千葉県立図書館の今後の在り方について議論が行われました。その中で、千葉県立図書館の現状と課題は次のように整理されています。

(1) 市町村への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村立図書館の整備促進</li> <li>• 市町村立図書館における図書館サービスの充実</li> </ul>
(2) 子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの読書活動推進センター機能の強化</li> <li>• 学校図書館の支援</li> </ul>
(3) 知識基盤社会における地域の発展を支える情報拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 調査研究の支援</li> <li>• 図書館職員を対象とした研修の充実</li> </ul>
(4) 千葉県関係資料の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関との連携</li> </ul>



的な収集、提供、保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化と情報発信</li> </ul>
(5) 社会の変化に対応した 図書館サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子書籍などの新たな図書館サービス</li> <li>県内図書館間の物流ネットワークの強化</li> <li>生活の場に届ける図書館サービス</li> </ul>
(6) 書庫の狭隘化と資料の 廃棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立図書館3館の収蔵能力</li> <li>電子書籍の活用と資料のデジタル化</li> </ul>
(7) 中央図書館の老朽化と 耐震不足の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修と特殊な構造</li> <li>バリアフリー化の必要性</li> </ul>

#### 4 千葉県立図書館基本構想の策定

千葉県生涯学習審議会からの答申（平成 29 年 12 月策定「千葉県立図書館の今後の在り方」）を受け、千葉県は平成 30 年 1 月に基本構想を策定しました。基本構想では、これからの時代にふさわしい千葉の県立図書館の指針として、次の基本理念を定めています。

### 「千葉県立図書館基本構想」

#### 第3章 これからの県立図書館 第1節 基本理念

県立図書館は、知識と情報が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会において、暮らし満足度日本一を実現するため、光り輝く千葉県を目指す知の拠点として、中核的公立図書館の重要な役割を担っています。

知識や情報の収集・発信の拠点として、豊かかつ幅広い図書館資料を整備して知の集積を図り、すべての県民が、生涯にわたり豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるようにしなければなりません。そして、自ら考え判断するための知識や情報を利用できるよう、等しく良質な図書館サービスを提供することにより、人づくりや知の基盤づくりに貢献し、本県の経済・産業・文化・教育などの発展に寄与します。

現在の千葉県立図書館が抱える課題を解決し、上の基本理念を実現するために、基本構想では、千葉県立図書館の目指す図書館像として、次の5つの役割と機能を備えることを目指しています。

#### 1. 県内図書館の中核としての役割

#### 2. 子どもの読書活動の推進

### 3. 課題解決支援図書館

### 4. 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承

### 5. 知の創造と循環を生み出す公共の場

また、上記の5つの役割と機能を備えるために、基本構想では、次のように施設整備の方向性を示しました。

- 県立図書館の3館体制を見直し、新しい県立図書館1館に資料と人的資産を集約することで、業務の効率化を図りながら、サービス向上を目指す
- M L A連携<sup>4</sup>をはじめとする相互連携による機能強化とサービス向上を期待し、施設の複合化の可能性を検討する
- 施設のバリアフリー化
- 図書館ネットワークや関係機関との連携などを考慮し、県中央部に立地する

## 5 千葉県文書館の現状と課題

基本構想でM L A連携と施設の複合化の可能性検討が示されたことから、千葉県は文化資源、情報資源を扱う県の施設の現状について整理しました。その中で、千葉県文書館が現在抱える課題は次のとおりとされています。

(1) 設備の老朽化	施設の老朽化により、温湿度管理をはじめとする適切な資料管理・保存が困難
(2) 書庫の狭隘化	書庫の収蔵率が約8割に達しており、将来的な資料保管スペースの確保が喫緊の課題である
(3) 資料検索システム	現在の資料検索システムは館内でしか利用できず、利用者にとって利便性が低い

---

<sup>4</sup> ミュージアム・図書館・文書館の連携のこと。それぞれの頭文字をとってM L Aと呼ばれる。いずれも文化情報資源を収集・蓄積・提供する公共機関であるという共通点を持ち、情報資源のアーカイブ化等の課題を共有していることから、近年連携の重要性が認識されている。

### 第3 新たな知の拠点の基本的な考え方

有識者検討会議においては、基本構想に示された機能と役割の中でも、特に5の「知の創造と循環を生み出す公共の場」について議論しました。新しい千葉県立図書館は、その主体的な活動によって千葉県に関わる多様で重層的な目的をもったコミュニティ（地域社会、学校、企業、市民グループ等）にはたらきかけ、県民全体に貢献する施設となるため、千葉県の有するさまざまな文化情報資源とそれを取り扱う専門的スキルを有する人々が集まり、豊かな知的活動の基盤となる、県民の知的生産の象徴となるような拠点とするという方向性が示されました。

そして知識基盤社会と言われるこれからのデジタル社会において、図書館もまた、その有する文化情報資源や提供するサービスをデジタル化という潮流の下で捉え直す必要があり、文化情報資源のデジタル化が従来存在していたさまざまな領域（資料の区分やそれを取り扱う組織、機関等）のあいだの越境を促すことを十分認識したうえで、それによって生まれる新たな「知」を集積し、県民のために活用することを目指すことが議論されました。そのためには、図書館だけでなく、同じく文化情報資源を扱う施設である文書館・博物館等との関係を整理する必要があることも確認しました。

この方向性は、図書館・文書館・博物館等がこれまで蓄積してきた専門性を手放すものではなく、その長い実践の上に立ちながら、互いの専門性を活かしつつ新たな時代の要請に応えようとするものです。施設整備の方向性についても、図書館・文書館・博物館それぞれの専門性を尊重しつつ、それらが重なり合う領域から生み出される価値、近接することによる効果を重視していくことが確認されました。

上記を踏まえ、新たな知の拠点を考えるにあたり、次の4つの観点を重視すべきと考えます。

#### 1 誰もが千葉県の文化情報資源に容易にアクセスできる情報基盤システム（プラットフォーム）の整備

これまで県立図書館では、書籍をはじめとした多様な資料を収集・保存し、県民に提供してきました。しかし、官公庁刊行物をはじめとした出版情報の得難い資料なども多く、千葉

県に関するすべての資料を網羅的に収集できていません。また、市町村立図書館や大学図書館、博物館や文書館など他機関で収集されている多くの資料について、その資料情報に横断的に一括でアクセスできる仕組みも、現在のところ十分に整備されているとは言いがたい状況です。

新たな知の拠点が「知の創造と循環を生み出す公共の場」として県民に貢献するためには、県民が利用しやすく、より多くの資料と情報に触れることができ、さらにはその活用の助けとなるような仕組みを整備すべきです。こうした視点のもとで、県立図書館、県文書館及び県立博物館等の資料、さらには地域で生み出され継承されるべき資料といった、千葉県の文化情報資源が網羅的に関連づけられ、誰もが千葉県の文化情報資源に容易にアクセスできるような情報基盤システムを整備することを提案します。

また、情報基盤システムの維持管理及び情報基盤システム上で文化情報資源が活用されるための仕組みづくりについては、県立図書館が主導して進めるべきと考えます。

## 2 来る人の期待が高まるシンボルエリアの形成

情報基盤システムによる発信と文化情報資源を取り扱う機関（県立図書館、県文書館及び県立博物館等）の複合・近接により、来る人の期待が高まるシンボルエリアを形成することが望ましいと考えます。

また、この場が、部局や所属の枠を超えて文化情報資源を研究し、専門家同士がテーマによってチームで活動する「千葉の研究の場」となることをも期待します。

## 3 知の創造と循環を促すための様々な活動の展開

知の創造と循環を促すために、文化情報資源を、県民が活用しやすく、県民の知的好奇心に応えられるように編集し提供すべきと考えます。

これまで図書館、文書館及び博物館等が行ってきた、レファレンスサービス、読書案内、資料展示、講演会等のサービス・イベントをさらに発展させ、文化情報資源のより幅広い活用を促すべきです。特にデジタルの世界ではさまざまなクロスオーバーが生まれ、促されることを認識し、文化情報資源としてますますデジタルの比重が高まっていく中で、データや

情報技術の領域における活動を重視すべきです。

また、県民の ICT 活用を促進し、情報リテラシーの向上に寄与することを提案します。

#### 4 知の拠点を演出する専門家集団の編成

新たな知の拠点がその機能を十分に発揮していくためには、文化情報資源を収集・保存・提供するための高度な専門知識と技能を備えた専門家集団が、その活用を促す多様な活動を主体的に実施していくことが必要です。文化情報資源に対する深い知識・理解を基盤に、資源同士を組み合わせることで新しい知見を見出したり、過去の資源から新たな価値を生み出したり、それを多くの人と分かち合うことができる専門家を育て、組織としてまとめあげていくことが望ましいと考えます。

新たな知の拠点において、チームとして能力を発揮できるよう、司書・アーキビスト・学芸員等としての専門性をそれぞれ伸ばすとともに、外部の専門家とも協力・協働して事業を行うことが必要です。知識基盤社会における情報化、情報技術の発展に対応可能な人材も求められます。

そして各職員・専門家の持ち味、強みを活かせるようチームを構成するとともに、知の拠点の成果が最大となるような組織編成、各職員がそれぞれの責任で担当業務を超えた新しいプロジェクトに挑戦できる仕組み等を検討することも求められます。

## 第4 新たな知の拠点におけるサービスについて

新しい知の拠点では、県民一人一人が「学び」によって、主体的に人生を設計していくことができるとともに、経済・産業・文化・教育等県民の様々な活動分野における文化情報資源の活用を通じて、知の創造、人財育成・コミュニティ形成、新たな学びへの挑戦と学習成果の活用について研究を進め、環境整備や、サービスモデルの開発、普及に努めるべきと考えます。

とくに、図書館、文書館、博物館等の機能が重なることにより生まれるであろう、新たな可能性に期待します。有識者検討会議においては、次のような意見が出されました。

- 教育現場で作られているような、これまで公的に扱われたり共有されることのなかったリソースをきちんと発見して、利用して、次のステップに繋いであげられるような環境を提供するような機能も必要ではないか。
- ウィキペディアタウン等の、県民と専門家とが共に情報資源を創造していくような営みを支援することは、これからの図書館、文書館、博物館の使命になっているのではないか。
- 一般の図書資料からコアな公文書や古文書等まで、これまで図書館や文書館等のいずれが取り扱うかという枠組みで仕切られていたさまざまな資料が、利用者からその枠組みを意識されることなく目にしてもらえるよう、その間の「なだらかさ」を確保したい。
- 県立図書館が持っている資料は、本来その図書館の特徴となるようなユニークで貴重な資料ほど、「知る人ぞ知る」というものになっている。それをいかに利用できるようにするか。
- 伝統工芸産業で持っている「型紙」なども寄託なりして、必要なときに使えるようにしながら図書館等できちんと整理して保管することで、新たな価値を生むこともあるのではないか。
- 国文学研究資料館などでは「アーティスト・イン・レジデンス」と言って、舞台作家などを招いて、国文研の研究者たちが、例えば伊勢物語であれば伊勢物語の原本を使って、こういうことが書いてあるんですよと説明し、それに対して作家が作品を作っていくということをやっている。そういった、そこにある資源に改

めて光を当て、新たに活用してもらうための取組みを、例えば高校生などを対象にしたイベントとして行うこともあり得るのではないかと。

- 国文学研究資料館では古典籍の全冊画像をWeb公開しているが、江戸時代の料理本のレシピデータをクックパッドにアップすることで、多くの利用があったそうである。そのきっかけになったのがアイデアソンという取組みで、自分たちが持っているデータを何か面白いことに活用してみませんかと投げかけて、それを受け手の側で色々とアイデアを出して実現する取組みも活用のきっかけになるのではないかと。
- 「みんなで翻刻」というクラウドソーシングのプロジェクトは、専門家に限らず、普通の人が多く参加している。デジタル化によって可能となった新しい情報資源の創造の形として面白い。
- 新しい知の拠点におけるサービスにおいては、「キュレーション」がキーワードになるのではないかと。

こうした意見も参考に、新たな知の拠点が「知の創造と循環を生み出す公共の場」として千葉県の経済・産業・文化・教育の発展に貢献することを期待します。

## 第5 新たな知の拠点づくりに向けた基盤整備

### 1 組織体制の考え方

組織と人材は新たな知の拠点の活動の基礎となるものです。長期的な視野に基づく組織づくりとともに、計画的な人材の確保、育成が必要です。

図書館あるいは文書館、博物館はこれまで、各機関の掲げる目的に向かって、専門家集団としてそれぞれの持ち味と強み、専門家集団としての固有の文化を発展させてきました。新たな知の拠点では、各機関がそれぞれの専門性を維持しつつも、それぞれの組織の壁を超えたプロジェクトチームの編成や幅広い文化情報資源の活用をコーディネートできるアンブレラ型の組織が必要であると考えます。それによって、新たな知の拠点が達成すべき目標を適切に設定し、その専門的な知識・技術を十二分に機能させることが可能になると考えます。

また、新たな知の拠点を担うスタッフには、千葉県のミッションを踏まえ、それを事業として実現することを考え、企画できる専門家集団となることを期待します。そのためには、それぞれの専門分野における力量の向上にとどまらず、外部の人材や他の分野の専門家、県民とも連携してチームを作り、新しい事業を推進することができる人材を育成することが望ましいと考えます。

組織体制の考え方は大変に重要かつ困難な課題ですが、県当局が具体化に向けた議論を重ねるよう提言します。

### 2 取り扱うコンテンツの考え方

新たな知の拠点では、これまで県立図書館や県文書館が取り扱ってきたさまざまな資料に加えて、社会のデジタル化の進展によって、新たに県民の活用できる資源として捉えることが可能になった資料や情報等を積極的に取り扱っていくことを目指すべきです。その中には、県民と知の拠点に関わるさまざまな専門家たちとが共に活動することによってくりあげられる新しい形の文化情報資源も含まれると考えます。

また、そうした多様な文化情報資源について、千葉県として重点的に取り組んでいく領



域を検討することを提案します。重点領域を活動の柱としながら、県民や来館者のニーズや関心をすくい取り、時宜に即した資料収集とそれを活用した企画・サービスを展開することが望ましいと考えます。

県立図書館と県文書館との間では、現物資料とデジタルデータのそれぞれについて、どちらがどのような資料を扱うのかを整理し、また、県内のその他の文化情報資源を扱う機関等との間、図書館においては県と市町村の間においても、資料の取扱いの役割分担について整理することが望ましいと考えます。

### 3 システム構築の考え方

新しい県立図書館・県文書館は、デジタルデータを含む幅広い文化情報資源を集約し、それらが活用され、新たな知が生み出される公共の場となるべきと考えます。その実現のためには、多様な情報・コンテンツを受け入れ、それらを相互につなげ、組み合わせることで知のスパイラルを生み出す土壌となる情報基盤システムを整備することが望ましいと考えます。

新しい施設の情報基盤システムについては、次のような観点に配慮しながら整備することを提案します。

#### (1) 基本的な機能

- 県内の文化情報資源に関する情報が1つのインターフェースから検索できる。
- 県内市町村や関係機関等が、情報基盤システムに自分たちの情報・コンテンツをライセンスを付与しつつ搭載でき、コンテンツ同士や他のプラットフォームとの間で相互に導線を設定できたり、データを引用することができる。
- 市町村や関係機関等の利用・参加促進のために、技術的・制度的な制約の少ない、使いやすいシステムとする。
- 各機関等がその専門とするコンテンツを登載する一方で、これまで収集対象とならなかった新しいコンテンツの受け皿となる。

## (2) 文化情報資源の活用促進のための機能

- インターネットをはじめとした多様な窓口から利用者の目に留まるよう情報を提示でき、利用者と文化情報資源をつなぎ合わせる役割を担うとともに、その活用の仕方を例示できるような仕組みをもつ。
- 情報基盤システムにさまざまな文化情報資源を登載する上で、それぞれのコンテンツが活用されるように、そのメタデータを検討するとともに対象を見つけやすくするための仕組みについて検討する。

## 4 施設・設備に関する考え方

新しい施設は、県立図書館と県文書館を複合化した上で、文化情報資源を扱う機関との幅広い連携が実現可能な場所に整備し、千葉県の新たな知の拠点にふさわしい、文化情報資源が集まる象徴的なエリアを形成することが望ましいと考えます。同時に、県民及び県の機関による利用や県内市町村図書館との連携における利便性を考慮するとともに、自然災害への対応を考慮した立地であることが望まれます。

また、新施設では、知の創造と循環を促すために、利用者が文化情報資源を編集・加工・発信できる機能を提供すべきと考えます。さらにその整備においては、ユニバーサルデザインと空間効率性、また新施設が取り扱う資料の性質等の観点を踏まえながら、適切な施設構成とゾーニングを検討し、図書館、文書館それぞれの独立した業務エリアと十分なバックヤード機能を確保しながら、機能が重なり合う部分における活動エリアの計画に配慮することを期待します。

## 新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議設置要綱

(設置)

**第1条** 千葉県立図書館基本構想の実現に向け、知識基盤社会における「知の拠点」としてふさわしい施設整備としていくにあたり、様々な分野から専門的知見を幅広く聴取するため、「新たな『知の拠点』づくり有識者検討会議」(以下、「有識者会議」という。)を設置する。

(活動内容)

**第2条** 有識者会議は、新たな「知の拠点」づくりに関する事項について、検討を行うものとする。

(報酬の額等)

**第3条** この要綱の規定により報酬の支給を受ける者は、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年9月1日条例第27号)第2条第2項第6号の規定を、また有識者会議の委員の報酬は、同条例第3条第1項第2号の規定を、委員の旅費及び費用弁償の額は、同条例第6条第1項の規定をそれぞれ準用するものとする。

(組織)

**第4条** 有識者会議は、図書館等に関する専門的な見識を有する者等で構成する。

2 有識者会議に主査を置き、委員の互選により選出する。

3 主査は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 主査に事故があるときは、主査が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 有識者会議は、主査が招集する。

2 主査は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

**第6条** 有識者会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

一 主査の選任その他人事に関する事項を審議する場合

二 前号に掲げる場合のほか、主査が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

**第7条** 有識者会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、第10条に規定する事務局の定める手続により会議開会の15分前までに許可を受けなければならない。傍聴できる定員を15名とし、傍聴希望者が定員を上回った場合は、抽選を行い、傍聴人を決定

する。

2 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって主査が認めるものは、会議を傍聴できるものとする。

3 傍聴人は、主査の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。

4 傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、予め事務局に申請しなければならない。また、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

5 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

6 主査は、第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

**第8条** 主査は、有識者会議の会議において配付した資料を事務局に公開させなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

**第9条** 主査は事務局に、有識者の会議の議事録を作成させ、これを公開しなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、主査は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(事務局)

**第10条** 有識者会議の事務局は、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課内に置く。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は事務局が定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

## 新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議委員名簿

期間 平成30年7月9日～平成31年3月29日

No.	氏名	所属等
1	河野 明美	元千葉県立西部図書館長 元千葉県立東部図書館長
2	竹内 比呂也	千葉大学副学長・附属図書館長 (千葉大学人文科学研究院教授)
3	田野 正人	図書館友の会きみつ運営委員 君津市図書館協議会委員長
4	田村 俊作	慶應義塾大学名誉教授
5	廣田 直行	日本大学生産工学部教授
6	福島 幸宏	京都府立図書館企画総務部企画調整課副主査
7	宮間 純一	中央大学文学部准教授
8	安井 一徳	国立国会図書館総務部企画課主査兼企画係長

五十音順敬称略